

1 条例の目的

- デジタル社会の形成に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、デジタル社会の形成に関する施策の基本となる事項を定める。
- デジタル社会の形成に関する施策を総合的に推進し、県民生活の向上及び活力ある地域社会の実現に寄与する。

2 条例の概要

(1) 基本理念 (第3条)

- ① 安全で快適にデジタル技術を利用できること。
- ② デジタル人材が育ち、及び活躍できること。
- ③ デジタル技術の活用により、便利なサービスが提供され、及び情報を効果的かつ効率的に活用するための仕組みが構築されること。
- ④ 全ての県民が、デジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できること。

(2) 責務等 (第4条～第7条)

- 県は、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定し、実施する。また、事業者及び県民による取組を促進するため、必要な支援を行う。(第4条)
- 県及び市町村は、それぞれが実施するデジタル社会の形成に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力する。(第5条)
- 事業者は、その事業活動においてデジタル社会の形成に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。(第6条)
- 県民は、デジタル技術の活用に関する理解と関心を深める。(第7条)

(3) 基本計画 (第8条)

- 知事は、デジタル社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を定める。

(4) 施策 (第9条～第13条)

- 便利に暮らすことのできる地域社会の実現 (第9条)
- 安全で快適なデジタル技術の利用 (第10条)
- デジタル人材の育成等 (第11条)
- 情報システムの連携等 (第12条)
- デジタル技術の利用のための能力等における格差の是正 (第13条)

(5) 施行日

- 令和6(2024)年4月1日

